

しらかわ移住魅力発信業務委託 仕様書 (案)

1 業務名称

しらかわ移住魅力発信業務委託

2 目的

働き方改革の推進によりテレワークが浸透したことから、首都圏の若い世代の間でも地方でゆとりや潤いなどの心の豊かさを実感できる生活をおくりたいと考える方が増えてきている。

このことから、デジタルネイティブ世代の情報収集ツールの代表である「YouTube」に動画を公開することで、首都圏へのアクセスの良さや農村と都市的空間バランスの良さ、過ごしやすい気候など本市の暮らしやすさや魅力を発信し、移住者や関係人口の増加を目指す。

また、移住検討者向けのコンテンツにとどまらず、地域ブランドや歴史的資産等をクローズアップすることで、本市出身の転出者や地域住民の「シビックプライド(郷土への愛着や誇り)」の醸成を図り、本市への定住率の向上も目指す。さらに、視聴者も参画したくなるような仕掛けを構築することも目的とする。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年1月20日まで

4 業務の内容

(1) しらかわ魅力発信業務

- ・移住検討者が本市での生活をイメージできる内容のほか、地域住民が愛着や誇りをもてる動画を制作すること。
- ・地域ブランドや歴史的資産等に焦点をあて、魅力を発信すること。(当たり前すぎて普段は気づかない本市の地域資源を新しい視点で新編集)
- ・本編動画は、流行や時期に左右されず、恒久的に視聴してもらえる内容とすること。
(例) 白河図鑑～生粋の白河人編～(本市での落ち着いた暮らしの様子や地元に残った理由)
白河図鑑～移住者編～(なぜ白河に移住してきたのかを移住者の方々へ深掘り)
- ・ショート動画は、旬なヒト、モノ、コトに焦点を当てた内容とすること。
(例) 市広報紙連動型新情報発信(市民が知らない新しい制度や情報の発信等)
- ・本編とショート動画の動画時間は、コンテンツごとに最も再生数と登録者が増加する適切な尺にすること。(本編尺の目安:3分～5分程度、ショート尺の目安:30秒～1分程度)
- ・本編とショート動画の公開する映像は、共に縦型動画を基本とすること。
- ・公開する動画の本数は本編動画12本以上、ショート動画40本以上とし、より多くの方に視聴とチャンネル登録をしてもらえるよう工夫すること。
- ・ロケーション撮影は、基本的に毎月行うこととする。撮影日数は配信コンテンツごとに見合った日数とする。
- ・動画は市が所有するYouTubeチャンネル内で公開すること。

(https://www.youtube.com/channel/UCOgvcOCg4aaBUBY2iFm1m_Q)

(2) インフルエンサーの活用

- ・本市の魅力を発信できるインフルエンサーを、コンテンツ内容に応じて柔軟に活用すること。活用頻度や回数は問わない。
- ・インフルエンサーを活用する際は、本市の魅力を存分に発信するよう働きかけること。
- ・インフルエンサーの最終的な選任は、市と協議のうえ決定すること。
- ・インフルエンサーの活用に係る費用には謝金、旅費、食糧費、保険料（事故・傷病時の対応等）、その他必要と認めるものを含めること。

(3) その他

- ・動画の企画構成、撮影した映像の加工、編集、音楽・音声・テロップの挿入等の作業や、取材先等への取材交渉や公開前の確認等は、全て受託者側で行うこと。なお、取材先の選定は、事前に市の承認を得てから行うこと。
- ・動画の公開にあたっては、事前に市の承諾を得ること。

5 業務の報告等

受託者は、本業務完了後、速やかに業務実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。

6 関係法令の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務責任のほか、関係法令諸法令に定める各種の責任者を定め、委託業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。

7 その他留意事項

- (1) 業務の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、市が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (3) 肖像権は、受託者の責任において権利者等へ了解を得た上で成果品を納入すること。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・肖像等の権利については、受託者において使用許可を得ること。
- (5) (4)における著作権・肖像権等の侵害は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年白河市条例第3号）を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (9) 本業務は、一般財団法人福島県電源地域振興財団の助成事業であるため、コンテンツ概要欄に、「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」の文言を必ず標示すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。